「北九州市空き家等面的対策拡大実施協議会」 参加事業者追加募集要項に関するよくある質問と回答

質問項目		質問内容詳細	回答		
1	参加資格(市外業	北九州市内で事業は実施して	北九州市内に本社、支店、営業		
	者)について	いるが、本社、支店、営業所	所など市内に拠点がない場合は		
		など市内に拠点がない場合は	参加できません。		
		協議会及び北九州市空き家等			
		面的対策推進事業に参加でき			
		ますか。			
2	参加資格(会員が	所属する団体が「拡大実施協	所属する団体が拡大実施協議会		
	団体の場合)につ	議会」の会員となっていま	の会員になっている場合は、そ		
	いて	す。団体に所属する企業とし	の団体に所属する企業として、		
		て、北九州市空き家等面的対	北九州市空き家等面的対策推進		
		策推進事業に参加できます	事業に参加いただけます。		
		か。	会員の役割については、「添付資		
			料③」をご確認ください。		
			団体に所属する企業として事業		
			に参加される場合は、		
			・企業として、市内において、過		
			去3年以内に「空き家」及び「空		
			き地」を買い取って新たに住宅		
			等を建設して又は空き家をリノ		
			ベーションして販売するなどの		
			事業を実施した実績がある		
			・北九州市内に本社、支店、営業		
			所がある		
			等の要件が必要となります。		
3	参加資格 (実績)	分譲マンションの一室を買い	今回設置する拡大実施協議会の		
	について	取り、リノベーションして販売	参加資格における「空き家」につ		
		する事業について、参加資格の	いては、住宅の建物1棟すべて		
		実績にあたりますか。	が空いている状況のものを想定		
			しております。		
			分譲マンション一室の場合は、		
			今回の協議会では「空き家」では		
			なく「空き室」と考えるため、対		
			象外となります。		

4	参加資格 (条件)	宅建業者でないと参加できな	宅地建物取引業法の免許の有無
	について	いということはありますか。	については、参加資格の条件に
			しておりません。